

横浜耐震判定委員会規程

制 定 平成18年 8月 1日

改 正 平成27年 2月 3日

(目 的)

第 1 条 横浜耐震判定委員会（以下「委員会」という。）は、依頼者の申込みに応じ、建築物の耐震診断・耐震改修計画等の結果の妥当性について審査し、適正な評価を図ることをもって社会に寄与することを目的とする。

(委員会)

第 2 条 委員会の委員構成は第三者性が保たれ、中立・公正の立場で判断がされるものとし、原則外部の学識経験者及び外部の実務経験者等の占める割合が半数以上であることとする。

2 委員会の委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 委員会の委員は、委員長を含め6名以上であること。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会には委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長は委員会の議を経て、理事長が任命する。

3 副委員長は委員長の推薦により理事長が任命する。

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、開催する。

2 委員会は委員長が議長となり議事を進行する。

3 副委員長は委員長を補佐し、その職務を代行することができる。

4 委員会は委員長を含め、5名以上の出席がなければ成立しない。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 交代による場合は前任者の残存期間とする。

(委員会の審査)

第 6 条 委員会の判定については委員会の合議制により決定する。

2 委員が自ら若しくは、委員が所属する法人等が関わった議案等については、当該委員は個の業務に加わらないものとする。

(委員会の議決)

第 7 条 委員会の議事は、出席委員の総意をもって議決する。

(議事録)

第 8 条 会議終了後は、議事録を作成し、審議過程の透明性を確保するものとする。

(判定書の発行)

第 9 条 委員会は業務終了後速やかに評価結果を理事長に報告し、申込者に判定書を交付する。

(専門委員会)

第 10 条 理事長は、判定委員会の審査、判定を効率的に進めるため、委員会の中に専門委員会を設置する。委員の委嘱は理事長が行う。

(1) 一級建築士の資格を持ち、建築物構造の専門的知識を有する者

(2) その他理事長が認める者

2 専門委員会については、第3条から第6条を準用する。

これらの規定中「委員会」とあるのは、それぞれ専門委員会と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員会の委員は、判定業務により知り得た事項を委員会の承認なくして第三者に漏洩、公表等してはならない。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、建築設計協同組合の事務局に置く。

(規定の変更)

第13条 この規定の変更は、理事会の議決を要するものとする。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規定は、平成28年 4月 1日から実施する